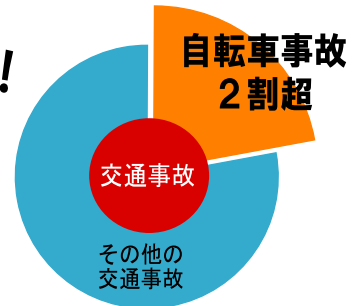


自転車事故の防止編

自転車事故は交通事故全体の2割を超えています!!

※交通事故：警察に届出のある人身事故

近年、自転車が関連した人身事故は、交通事故全体の2割を超えています。しかも、歩行者をはねるなど自転車が加害者になることも少なくなく、高額な賠償金の支払い義務を負うケースも増えています。事故の加害者にも被害者にもならないために、交通ルールを守った安全な走行を心がけましょう。



賠償金 5,438万円

成人男性が昼間、信号無視をして高速度で交差点に進入し、横断中の女性(55歳)と衝突。女性は11日後に死亡した。(東京地裁・平成19年4月11日判決)

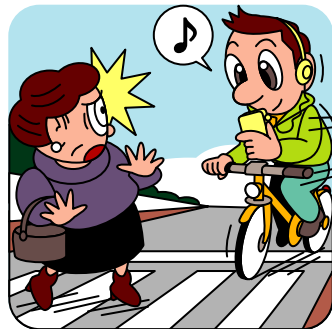
賠償金 5,000万円

女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中に前方の女性(57歳)と衝突。女性には重大な障害が残った。(横浜地裁・平成17年11月25日)

(日本損害保険協会資料による)

こんな危険な走行をしていませんか?!

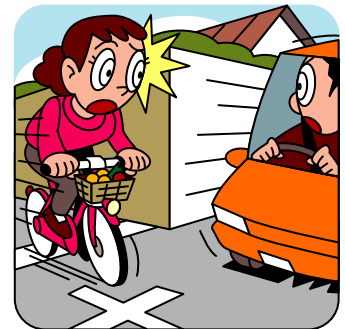
携帯電話やヘッドホンなどを使用しながら走行



*周囲に対する注意が欠けて、歩行者や他の車両を見落としてしまいます。

●走行中の携帯電話やヘッドホンなどは非常に危険であり、使用は禁止されています。

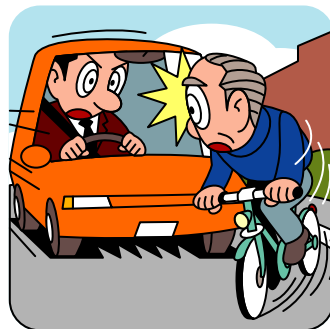
見通しの悪い場所で安全を確認しないで進行



*自転車事故の中で最も多く発生している出会い頭事故を招いてしまいます。

●見通しの悪い交差点では確実に一時停止して、交差道路の安全確認を行いましょう。

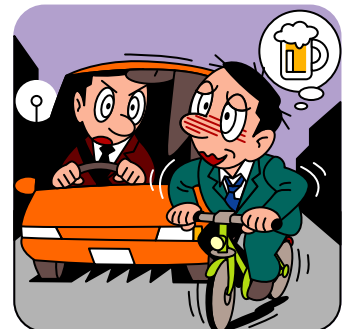
後方を確認しないで急に進路変更をしたり道路横断をする



*後方から接近してくる車両との衝突事故を招いてしまいます。

●進路変更や道路横断をするときは、必ず後方から車が接近していないか確認しましょう。合図も確実に実施しましょう。

お酒を飲んで自転車を運転する



*自転車の場合も、飲酒運転は禁止されており、酒酔い運転をすると「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」の処分を受けます。

●飲酒運転は悪質・危険な違反行為です。「飲んだら乗るな」を自転車の場合も徹底しましょう。

★自転車は道路交通法で定める車両です。無謀・暴走運転を行った場合、厳しい罰則が設けられています。

自転車が加害者となる事故も増えており、兵庫県では平成27年10月1日より損害賠償保険への加入が義務化されます。上記の例にあるような賠償の備えとして、団体の個人賠償責任保険や自動車保険の賠償責任特約等があります。詳細については、(株)エヌエス保険サービスへご相談・お問合せください。